

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月13日
【四半期会計期間】	第30期第1四半期（自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日）
【会社名】	株式会社 シーズメン
【英訳名】	C's MEN Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三河 宏彰
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋久松町9番9号
【電話番号】	(03) 5623 - 3781
【事務連絡者氏名】	経理情報システム課長 保住 光良
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋久松町9番9号
【電話番号】	(03) 5623 - 3781
【事務連絡者氏名】	経理情報システム課長 保住 光良
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期 第1四半期 累計期間	第30期 第1四半期 累計期間	第29期
会計期間	自平成29年 3月1日 至平成29年 5月31日	自平成30年 3月1日 至平成30年 5月31日	自平成29年 3月1日 至平成30年 2月28日
売上高 (千円)	1,029,504	896,957	4,229,659
経常損失 () (千円)	63,904	22,524	272,096
四半期(当期)純損失 () (千円)	49,901	27,076	750,309
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	245,000	488,437	245,000
発行済株式総数 (株)	975,000	2,000,000	975,000
純資産額 (千円)	1,105,678	835,293	375,174
総資産額 (千円)	2,643,887	1,895,560	1,463,341
1株当たり四半期(当期)純損失 金額 () (円)	58.57	14.42	794.88
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	41.8	44.1	25.6

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関係会社が存在していないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期累計期間における我が国経済は、企業収益が堅調に推移すると共に、雇用や所得環境にも改善が見られ、緩やかな回復基調が続きました。一方で、米国の保護主義を志向する対外戦略の推進により、各国との貿易摩擦の発生とそれに伴う世界経済の減速が懸念されており、今後の推移については予断を許さない状況となっております。

衣料品小売業界におきましては、衣料品に対する消費者の低価格・節約志向が続いており、企業間の競争は激しさを増しており、厳しい経営環境で推移いたしました。

このような状況のもと、当社は、前期に実施した不採算店舗の閉鎖及び従業員削減を主とする企業体質の強化に加え、当期は組織体制を大幅に見直し、販売本部、商品本部、MD部、経営企画部、店舗企画部を新設するとともに、新たな人材投入も行き、業績回復に向けた体制強化を図りました。

新体制のもと、早急に改善すべき課題を抽出し、「魅力ある店頭・VMDの実現」「CRMの強化」「MDの精緻化」「仕入先の戦略的な選択」「コスト削減の徹底」「過年度在庫の消化促進」「EC事業の拡大」の7つの項目を方針として掲げ、改善に向けた取組みを進めてまいりました。

その結果、当第1四半期累計期間における既存店売上高前年比は102.1%となり、前年を上回ることができ、業績は計画通りの進捗で推移しております。

特に、販売面における「魅力ある店頭・VMDの実現」は、早期に効果の出る改善項目であり、当第1四半期の売上増に貢献しております。具体的には、MD部・店舗企画部が主体となって店舗の現場に入り込んで売場づくり実践、模範となるモデル店舗を設置し、全店舗に同様の売場づくりを行うよう指導を徹底しました。その後、全店舗から売場写真の提出を受けて、検証・修正を行う作業を積み重ねることにより、確実に各店舗の売場を改善させてまいりました。

商品面においては、「MDの精緻化」として、主力商品を精査して選定したうえで、ロットを拡大した商品投入を行うことにより、売れ筋商品の品切れによる機会損失を低減し、また、シーズン商品の販売期間内での消化を促進し、常に鮮度の高い売場を保つことに努めてまいりました。

EC事業においては、自社サイト・ネットモールなど、各販売チャネルごとに在庫管理を行っていたことによる非効率を改善するため、システムを導入して在庫管理の一元化を実施するとともに、EC事業への商品投入量も拡大して、事業の強化を進めてまいりました。

店舗戦略においては、出店を抑制して既存店の強化に注力いたしました。当第1四半期累計期間における出店・退店はなく、当第1四半期会計期間末の店舗数は「METHOD」24店舗、「流儀圧搾」17店舗「METHOD COMFORT」1店舗（アウトレット店）、「AGIT POINT」1店舗の合計43店舗となりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は8億96百万円（前年同期比12.9%減）、営業損失は19百万円（前年同期比39百万円損失減）、経常損失は22百万円（前年同期比41百万円損失減）、四半期純損失は27百万円（前年同期比22百万円損失減）となりました。

(2)財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は14億71百万円となり、前事業年度末に比べ4億32百万円増加いたしました。これは主に現金及び預金の増加3億32百万円、売掛金の増加49百万円、商品の増加1億37百万円、未収入金の減少82百万円等によるものであります。固定資産は4億20百万円となりました。

この結果、総資産は18億95百万円となり、前事業年度末に比べ4億32百万円増加いたしました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は6億26百万円となり、前事業年度末に比べ8百万円減少いたしました。これは主に支払手形の増加9百万円、買掛金の増加1億27百万円、一年内返済予定の長期借入金の減少25百万円、資産除去債務の減少20百万円、未払金の減少44百万円、未払費用の減少46百万円等によるものであります。固定負債は4億33百万円となり、前事業年度末に比べ19百万円減少いたしました。これは主に長期借入金の減少12百万円、役員退職慰労引当金の減少1百万円等によるものであります。

この結果、負債合計は10億60百万円となり、前事業年度末に比べ27百万円減少いたしました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は8億35百万円となり、前事業年度末に比べ4億60百万円増加いたしました。これは主に第三者割当による新株式発行による資本金及び資本剰余金の増加4億86百万円、四半期純損失27百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,900,000
計	3,900,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年7月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100 株であります。
計	2,000,000	2,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成30年3月12日 (注)	1,025,000	2,000,000	243,437	488,437	243,437	388,437

(注) 有償第三者割当発行

発行価格 475円

資本組入額 237.5円

主な割当先 株式会社ネクスグループ、株式会社CCCT、
株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス、他2名

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成30年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式974,400	9,744	-
単元未満株式	600	-	-
発行済株式総数	975,000	-	-
総株主の議決権	-	9,744	-

(注)平成30年3月12日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行に伴い、普通株式1,025,000株増加し、発行済株式総数は2,000,000株となりました。

【自己株式等】

平成30年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成30年3月1日から平成30年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成30年3月1日から平成30年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年2月28日)	当第1四半期会計期間 (平成30年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	315,256	647,697
売掛金	120,527	170,087
商品	491,622	628,884
前払費用	18,473	16,938
未収入金	86,326	3,768
その他	5,908	3,725
流動資産合計	1,038,114	1,471,101
固定資産		
有形固定資産		
建物	369,867	369,912
減価償却累計額	369,867	369,912
建物(純額)	-	-
工具、器具及び備品	164,410	164,410
減価償却累計額	164,410	164,410
工具、器具及び備品(純額)	-	-
リース資産	4,539	4,539
減価償却累計額	4,539	4,539
リース資産(純額)	-	-
有形固定資産合計	-	-
投資その他の資産		
投資有価証券	34,165	34,627
長期前払費用	371	349
敷金及び保証金	386,158	385,697
投資その他の資産合計	420,695	420,673
固定資産合計	420,695	420,673
繰延資産		
社債発行費	4,531	3,784
繰延資産合計	4,531	3,784
資産合計	1,463,341	1,895,560

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年2月28日)	当第1四半期会計期間 (平成30年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	30,475	39,491
買掛金	87,088	214,785
1年内償還予定の社債	115,000	115,000
1年内返済予定の長期借入金	126,644	101,402
リース債務	22,425	22,587
未払金	44,242	-
未払費用	144,397	98,092
未払法人税等	18,106	5,600
未払消費税等	8,703	766
賞与引当金	10,268	15,060
設備関係支払手形	-	6,255
資産除去債務	24,029	3,936
その他	3,593	3,303
流動負債合計	634,976	626,281
固定負債		
社債	110,000	110,000
長期借入金	92,580	79,890
リース債務	63,059	57,351
役員退職慰労引当金	3,166	2,083
資産除去債務	155,134	155,352
繰延税金負債	29,249	29,308
固定負債合計	453,189	433,985
負債合計	1,088,166	1,060,267
純資産の部		
株主資本		
資本金	245,000	488,437
資本剰余金	356,148	599,586
利益剰余金	237,572	264,649
株主資本合計	363,575	823,373
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,599	11,919
評価・換算差額等合計	11,599	11,919
純資産合計	375,174	835,293
負債純資産合計	1,463,341	1,895,560

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日)
売上高	1,029,504	896,957
売上原価	530,310	479,958
売上総利益	499,193	416,999
販売費及び一般管理費	558,800	436,720
営業損失()	59,607	19,721
営業外収益		
受取利息	0	0
雑収入	101	0
営業外収益合計	101	0
営業外費用		
支払利息	3,651	2,056
その他	746	746
営業外費用合計	4,398	2,803
経常損失()	63,904	22,524
特別利益		
役員退職慰労金債務免除益	13,158	-
特別利益合計	13,158	-
特別損失		
減損損失	-	1,934
特別損失合計	-	1,934
税引前四半期純損失()	50,746	24,459
法人税、住民税及び事業税	3,300	2,700
法人税等調整額	4,144	82
法人税等合計	844	2,617
四半期純損失()	49,901	27,076

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日)
減価償却費	24,728千円	307千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成29年4月6日及び平成29年4月11日開催の取締役会において、株式会社ネクスグループを引受先とした第三者割当によるすべての自己株式の処分を実施することを決議し、平成29年5月1日に払込を受けております。この結果、前第1四半期会計期間末において資本剰余金が356,148千円となっております。

当第1四半期累計期間(自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成30年2月23日開催の取締役会において決議しました、第三者割当による新株式の発行につきまして、平成30年3月12日に払込を受けております。この結果、当第1四半期会計期間末において資本金が243,437千円、資本剰余金が243,437千円増加し、資本金が488,437千円、資本剰余金が599,586千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)及び当第1四半期累計期間(自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日)

当社は、衣料品小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年3月1日 至平成30年5月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	58円57銭	14円42銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(千円)	49,901	27,076
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額 ()(千円)	49,901	27,076
普通株式の期中平均株式数(株)	852,072	1,877,445

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は、平成30年7月11日開催の取締役会において、株式会社ピート(以下「ピート」)の株式を取得し子会社化することについて決議し、同日に契約の締結及び株式の取得を実施しました。

概要は次のとおりであります。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ピート

事業の内容 衣料品、服飾雑貨の製造、小売販売及び卸売製造・販売

(2) 企業結合を行う主な理由

当社の販売網とピートのブランド力のシナジー効果を得るためであります。

ピートは「Norton(ノートン)」、「GOTCHA(ガッチャ)」をはじめとして特徴のあるブランドを多数契約しており、当社はピートのブランドを活用することにより、他社にはないブランド戦略を打ち出すことができると考えております。

早期に実行できる取り組みとして、ピートがこれまで直営店のみで取り扱ってきた商品群を、ピート直営店以外では当社が独占的に販売し、他社の小売店舗では扱えない独自性の高いブランド展開を強化すること、中長期的な取り組みとして、ピートが契約するブランドをフランチャイズ展開することにより、新たな販路を開拓し、業容の拡大を図ることなどがあり、競争が激化するカジュアルウェア市場において、今後の成長が見込める取り組みであると考えております。

また、ピートにとりまして、全国にチェーン展開する当社との取引強化により、売上の拡大、ブランド力の強化、また、自己株式の処分による資本増強、資金調達などが見込まれます。

本件の資本業務提携によってスタートする取引関係の強化は両社にとってメリットが大きく、また、両社の取引関係の強化によってもたらされる成長により、当社グループとしての企業価値の拡大が見込まれるものと判断しております。

(3) 企業結合日

平成30年7月11日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得する議決権比率

40.20%

当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している株主の所有株式数と、異動後の当社の所有株式数を合わせますと議決権比率は91.45%となり、ピートの発行済株式にかかる議決権の過半数を超えるため、ピートは当社の子会社となります。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

(8) 契約締結日

平成30年7月11日

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

- 取得の対価 現金 40,144千円
3. 主要な取得関連費用の内容及び金額
現時点では確定しておりません。
 4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。
 5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

(ストックオプション(新株予約権)の発行)

当社は、平成30年7月11日開催の取締役会において、平成30年5月25日開催の当社第29期定時株主総会の委任を受け、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしました。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的としております。

2. 新株予約権の発行要領

- (1) 新株予約権の名称

株式会社シーズメン第3回新株予約権

- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式100株とする。また、当社が、新株予約権の割当の日(以下「割当日」という)以降、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

- (3) 新株予約権の総数

1,300個

- (4) 新株予約権の割当てを受ける者および割当数

当社取締役2名に1,300個。

- (5) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

- (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、取締役会の定めるところにより割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値と割当日の前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

その結果、割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた853円となった。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times$$

$$\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(7) 新株予約権の割当日

平成30年7月11日

(8) 新株予約権の行使期間

平成32年7月12日から平成40年7月11日までとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(12) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権 利行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、上記(6)に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

(13) 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年7月13日

株式会社シーズメン

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 垂井 健 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝山 喜久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーズメンの平成30年3月1日から平成31年2月28日までの第30期事業年度の第1四半期会計期間（平成30年3月1日から平成30年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成30年3月1日から平成30年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シーズメンの平成30年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年7月11日開催の取締役会において、株式会社ピートの株式を取得し子会社化することについて決議し、同日に契約の締結及び株式の取得を実施した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。